

## 鹿屋体育大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

		(平成19年3月22日)
		規程第8号
改正	平成19年11月1日	平成30年3月29日
	規程第14号	規程第8号
	平成20年8月1日	平成31年4月19日
	規程第13号	規程第30号
	平成27年3月26日	令和元年9月6日
	規程第7号	規程第33号
	平成27年6月26日	令和2年3月24日
	規程第13号	規程第2号
	平成29年2月16日	令和3年5月14日
	規程第3号	規程第25号

### (趣旨)

第1条 鹿屋体育大学(以下「本学」という。)において、研究活動を行っている者(以下「研究者」という。)又は研究の支援を行う職員(以下「研究支援職員」という。)の研究活動の不正行為の対応については、鹿屋体育大学の研究活動に係る行動規範及びその他関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員(本学の役員、職員、学生等をいう。以下同じ。)又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造データ又は実験結果を偽造することをいう。
  - (2) 改ざん 研究資料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。
  - (3) 盗用 他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。
  - (4) 研究費の不正使用 研究費の執行に関する本学の関係会計規則及び使用上の事務処理手続きに違反する行為をいう。
  - (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 2 前項に定める不正行為のうち、第1号から第3号までに掲げる故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為を特定不正行為という。

### (学長の責務)

第3条 学長は、不正行為について最終責任を負う最高管理責任者とする。

- 2 学長は、不正行為の防止を図るため、研究者及び研究支援職員に対し、本規程の周知徹底を図るものとする。
- 3 学長は、不正行為の防止について実質的な責任と権限を持つ者(以下「研究倫理教育責任者」という。)を置き、理事(教務・学生・研究・国際交流担当)をもって充てる。
- 4 学長は、不正行為の防止のための体制整備等の取り組みについて、外部に公表するものとする。

### (研究倫理教育責任者の責務)

第4条 研究倫理教育責任者は、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者や研究支援職員に対し、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況等を管理監督しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究データの保存・開示について、管理監督しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、特定不正行為の告発・調査を実施しなければならない。

(研究者の責務)

- 第5条 研究者は、本規程及びその他関係法令通知等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。
- 2 研究者は、研究倫理教育責任者が実施又は指定する研究倫理教育を定期的に受講し、受講内容をどの程度理解しているか理解度の確認を受けなければならない。
  - 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究データ等を別に定めるところにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(通報等の窓口)

- 第6条 本学に、第2条に規定する不正行為に関する相談、情報提供（以下「情報提供等」という。）を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を置く。
- 2 前項の窓口及び情報提供等の方法は、国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則（平成18年規則第24号。以下「規則」という。）第5条及び第6条の規定を準用する。

(調査申立て)

- 第7条 不正行為の疑いがあると思料する者（以下「通報者」という。）は、前条第2項の規定により次の各号に示す項目を明示した上で、窓口を通し規則第4条に規定するコンプライアンス専門委員会（以下「専門委員会」という。）に、調査の申立てを行うことができる。
- (1) 通報者の氏名及び連絡先
  - (2) 不正行為があると疑われる研究者の氏名又は研究グループ等の名称
  - (3) 不正行為の態様及び事案の内容
  - (4) 不正行為とする科学的・合理的な理由
- 2 専門委員会は、前項に定められた項目が明示され、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理性のある理由が示されているもののみを受理するものとする。
  - 3 研究倫理教育責任者は、通報者、通報者から疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう必要な措置を講じなければならない。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、報道機関その他の外部機関から不正行為の疑いが指摘された場合又は内部監査等により不正行為の疑いが生じた場合、専門委員会は窓口で申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。この場合において、当該通報者に対して本規程上に定める通知及び報告は行わないものとする。
  - 5 専門委員会は、申立てを受理した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(予備調査の実施)

- 第8条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を受けた場合において、予備調査が必要と認めた場合は、当該事案に係る研究分野の学内研究者（当該事案と直接の利害関係を持つ者を除く。）2名（以下、「予備調査員」という。）を指名し、予備調査を実施するものとする。
- 2 予備調査員は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
  - 3 予備調査員は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第9条 予備調査員は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第10条 予備調査員は、第7条の申立てを受理した日から30日以内に予備調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び調査対象者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないときは、その旨を理由と共に速やかに通報者へ通知しなければならない。この場合には、当該研究に係る競争的資金等を配分する機関及び関係省庁（以下「配分機関」という。）や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、配分機関に対して調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議するものとする。

(調査委員会の設置)

第11条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに研究活動の不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 調査委員会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、委員は通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

(1) 第2条第1号、第2号及び第3号に定義する不正行為の調査

- ・ 専門委員会委員
- ・ 本学に属さない第三者（当該事案に係る研究分野の学外研究者等の、本学、通報者及び調査対象者と利害関係を有しない者で、調査委員会委員総数の半数以上）
- ・ その他、最高管理責任者が必要と認めた者

(2) 第2条第4号に定義する不正行為の調査

- ・ 専門委員会委員
- ・ 学長補佐（学術研究・情報担当）
- ・ 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等の、本学、通報者及び調査対象者と利害関係を有しない者）
- ・ その他、最高管理責任者が必要と認めた者

- 3 調査委員会に委員長を置き、専門委員会委員長を充てる。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員は、任務上知り得た調査内容を漏らしてはならない。
- 8 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象者に示すものとし、通報者及び調査対象者は、7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して、調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。
- 9 前項に規定する異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

(本調査の実施)

- 第12条 最高管理責任者は、第8条に規定する予備調査の結果、本調査が必要と判断した場合は、原則として本調査の実施決定後30日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、通報者及び調査対象者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
  - 3 調査委員会は、通報者及び調査対象者その他関係者に対し、調査に必要な資料や機器の保全及び研究費の使用停止その他必要な措置を取ることができる。
  - 4 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
  - 5 調査対象者は、調査委員会の行う調査に対し誠実に対応しなければならない。
  - 6 調査委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。
  - 7 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、専門委員会に報告しなければならない。
  - 8 最高管理責任者は、配分機関の要求があった場合、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。
  - 9 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなくてはならない。

(調査対象者の説明責任)

- 第13条 調査委員会の調査において、調査対象者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為の認定手続)

- 第14条 専門委員会は、第12条第8項に規定する調査委員会の調査結果をもとに、不正行為が行われたか否かを認定し、不正行為と認定された場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、その他必要な事項を認定するとともに、再発防止計画等を含む最終報告書を作成するものとする。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 3 専門委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
  - 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
  - 5 専門委員会は、第1項に基づき不正行為が行われたと認定したときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
  - 6 専門委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに不正行為が行われたと認定し、最高管理責任者に報告するものとする。
  - 7 専門委員会は、調査対象者の不正行為の事実はないと認定したときは、最高管理責任者に対し、次の各号に示す必要な措置を提言するものとする。
    - (1) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
    - (2) 調査対象者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復に係る措置
    - (3) 通報が悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定の実施
    - (4) その他必要な措置

(不正行為の認定の方法)

- 第15条 専門委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 専門委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 専門委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、調査対象者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等調査対象者の責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合又は生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被通報者が所属する若しくは通報等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合は、この限りではない。
- 5 第13条第1項に規定する説明責任の程度及び第3項及び第4項に規定する基本的要件については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断によるものとする。

(結果の通知および報告)

- 第16条 最高管理責任者は、第14条第5項の報告を受けたときは、速やかに調査結果を通報者及び調査対象者に通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、第14条第2項の場合、調査の中間報告を配分機関に報告しなければならない。
  - 3 最高管理責任者は、第14条第6項の報告があった場合、不正の事実を一部認定し、調査結果を通報者及び調査対象者に通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。

(調査結果への不服申立て)

- 第17条 特定不正行為を行ったと認定された調査対象者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に書面をもって、専門委員会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、1回を限度とする。
- 2 専門委員会は、調査対象者から不服申立てが行われた場合、最高管理責任者及び配分機関に報告しなければならない。
  - 3 専門委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立ての却下や再調査開始の決定について、最高管理責任者及び調査対象者に通知するとともに、配分機関に報告しなければならない。
  - 4 専門委員会は、再調査を行う決定をした場合、再調査を開始した日から50日以内に不服申立てに対する再調査の結果を決定し、その調査結果について調査対象者、最高管理責任者及び配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

- 第18条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、合理的な理由のため不開示とすると必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果として次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属
  - (2) 特定不正行為の内容
  - (3) 公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名・所属
  - (5) 調査の方法・手順等
  - (6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。
- ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果として次の各号に掲げる内容を公表する。

- (1) 特定不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）
  - (2) 調査対象者の所属
  - (3) 調査委員の氏名・所属
  - (4) 調査の方法・手順等
  - (5) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の氏名及び所属を公表する。

（調査対象者及び通報者に対する措置）

第19条 最高管理責任者は、調査委員会の調査の結果、次の各号のいずれかに認定された者に対し、国立大学法人鹿屋体育大学職員就業規則（平成16年規則第20号）、国立大学法人鹿屋体育大学学非常勤職員就業規則（平成17年規則第7号）、国立大学法人鹿屋体育大学特任職員就業規則（平成25年規則第11号）及び鹿屋体育大学職員懲戒規則（平成16年規則第30号）に基づき、処分を決定するものとする。

- (1) 特定不正行為が行われたと認定された調査対象者
  - (2) 特定不正行為に関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者
  - (3) 通報が悪意に基づくものと認定された通報者
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、前項第1号及び第2号に規定する者（以下、「被認定者」という。）に対し、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 3 特定不正行為は行われなかったと認定された場合、調査関係者に対して特定不正行為が行われなかった旨を周知する等、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

（研究に係る経費の使用停止・中止・返還等）

第20条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定後、専門委員会の認定結果の報告を受けるまでの間、調査対象となった研究に係る研究費の使用を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、被認定者に対し、ただちに当該研究費の使用中止を命じ、当該研究費の一部又は全部を返還させることができる。
- 3 最高管理責任者は、特定不正行為の事実が行われなかったと認定された場合、調査対象者にとって研究に係る経費の使用停止を解除するものとする。

（守秘義務）

第21条 調査委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第22条 この規程の予備調査、調査委員会及び本調査に関する事務は、第2条第1号、第2号及び第3号に関連する不正行為については研究・社会連携課、第2条第4号に関連する不正行為については経営戦略課において処理し、専門委員会に関する事務については、総務課において処理するものとする。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則 (平19. 11. 1規程第14号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平20. 8. 1規程第13号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 26規程第7号)

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平27. 6. 26規程第13号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平29. 2. 16規程第3号)

この規程は、平成29年2月16日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規程第8号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 4. 19規程第30号)

この規程は、平成31年4月19日から施行する。

附 則 (令元. 9. 6規程第33号)

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

附 則 (令2. 3. 24規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 5. 14規程第25号)

この規程は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。